

外形標準課税に係る申告チェックリスト

外形標準課税の申告において、申告誤りの多い事項をご案内いたします。
申告時の確認に活用いただくとともに、申告書に添付いただけますと幸いです。
なお、誤りの多い項目を案内するものであり、内容の全てを網羅するものではありません。

【共通原則】

- ・ 法人税の所得の計算上損金(益金)の額に算入されるもの。＜原則1＞
(地方税法第72条の15、第72条の16、第72条の17)
例外： 固定資産等に係るものについては、当該事業年度において支払う額。＜原則2＞
(地方税法第72条の15、地方税法施行令第20条の2の2第2項等)
- ・ 消費税及び地方消費税を含まないもの。＜原則3＞
(総務省通達:地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)4の1の3)

報酬給与額

1 役員報酬・給与・手当・賞与・退職金等

【原則】

- ・ 所得税において給与所得又は退職所得とされるもの。＜原則4＞
(地方税法第72条の15、総務省通達:地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)4の2の3)

	Yes	該当なし
(1) 決算額に未払計上額やその戻しが含まれている場合、それを反映させた。 ※決算額ではなく給与台帳等から算出している場合に、特に注意が必要です。 <small>＜原則1＞関連、参考:調査事例集No.1</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 法人税申告書別表4による調整額(退職金・賞与等)がある場合、それを反映させた。 <small>＜原則1＞関連、参考:調査事例集No.6、12</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 消費税の課税仕入れとしている手当(通勤手当等)に係る消費税額を申告から除いた。 <small>＜原則3＞関連、参考:調査事例集No.5</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 所得税において非課税の限度を超えて支払われる手当(課税通勤手当等)を申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連、参考:調査事例集No.4</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 所得税において非課税とされる手当(非課税通勤手当等)を申告から除いた。 <small>＜原則4＞関連、参考:調査事例集No.5</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 永年勤続表彰等で支給した現金や商品券等のうち、所得税において給与所得又は退職所得とされるものを申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連、参考:調査事例集No.14、15</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 産業医や顧問等に支払う報酬のうち、所得税において給与所得とされるものを申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 特別損失勘定などに計上した額がある場合、それを申告に含めた。 <small>＜原則1、4＞関連、参考:調査事例集No.3、11</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 建設仮勘定やソフトウェア勘定などに計上した(振り替えた)額がある場合、それを申告に含めた。 <small>＜原則2＞関連、参考:調査事例集No.2</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 出向

他社への出向者又は他社からの出向者がおり、給料等に係る負担金の受入又は支払がある。

- 該当なし . . . 「3 役員や従業員のために支出する掛金」へ
- 該当あり . . . 以下の項目を確認

【原則】

- ・ 出向者の給与等については、実質的負担者の報酬給与額となる。＜原則5＞
例外： 退職給与等については、形式的支払者の報酬給与額となる。＜原則6＞
(総務省通達:地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)4の2の14)

	Yes	該当なし
(1) 負担金受入額又は支払額に非課税通勤手当・社会保険料・退職給付引当金など、対象外のものを含めなかった。 ※退職金や退職引当金の負担額は対象外となりますが、企業年金掛金等の負担額は対象となります。 <small>＜原則4、5、6＞関連、参考:調査事例集No.8、9、10</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 負担金受入額として報酬給与額から減算した額は、出向者のために支給した額を超えない額とした。 <small>＜原則5＞関連、参考:調査事例集No.7</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 役員や従業員のために支出する掛金（確定給付企業年金の掛金など）

企業年金等への加入があり、従業員のため掛金を支出している。

- 該当なし . . . 「4 労働者派遣料」へ
- 該当あり . . . 下記から該当の種類を選択の上、以下の項目を確認

退職金共済・確定給付年金・確定拠出年金・厚生年金基金・適格退職年金・その他

		Yes	該当なし
(1)	拠出した掛金に事務費掛金が含まれる場合、これを除いた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	厚生年金基金の掛金がある場合、事業主負担額のうち、いわゆる厚生年金代行部分を除いた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 労働者派遣料

労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れている。

- 該当なし . . . 「純支払利子」へ
- 該当あり . . . 以下の項目を確認

		Yes	該当なし
(1)	派遣料の請求に際し、派遣料と昼食代・制服代等が相殺されている場合、相殺前の派遣料を申告額とした。 <small>参考:調査事例集No.17</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

純支払利子

		Yes	該当なし
(1)	損金算入される利子税・延滞金(申告期限延長分)の支払があり、支払利子の申告に含めた。 <small><原則1>関連</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	保証料など、対象外のものを含めなかった。 <small>参考:調査事例集No.18</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	還付加算金の受取があり、受取利子の申告額に含めた。 <small>参考:調査事例集No.19</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

純支払賃借料

		Yes	該当なし
(1)	共益費、契約更新料、消費税など、対象外のものを含めなかった。 <small>参考:調査事例集No.23</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	臨時駐車場など、賃貸借期間が1月未満のものを含めなかった。 <small>参考:調査事例集No.20</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	倉庫料・保管料の支払又は受取があり、申告に含めた。 なお、当該支払額及び受取額は、出入庫手数料等を除いた額とした。 <small>参考:調査事例集No.20、22</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	看板地代の支払又は受入があり、申告に含めた。 <small>参考:調査事例集No.21</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	道路占有料等の支払があり、支払賃借料の申告に含めた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	電柱敷地料、線下補償料等の受入れがあり、受取賃借料の申告に含めた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	社宅利用料として従業員等から自己負担額を受け取っており、受取賃借料の申告に含めた。 <small>参考:調査事例集No.24</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資本割の課税標準

		Yes	該当なし
(1)	平成27年4月1日以降に開始する事業年度分の申告について、改正前の資本割の課税標準額である資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)と、資本金と資本準備金の合計額とを比較し、大きい方の金額を資本割の課税標準額とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	平成27年4月1日以降に開始する事業年度分の申告について、資本割の課税標準額である資本金等の額と、法人の県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額を一致させた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>